



各位

会社名 株式会社ビジョナリーホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 星崎 尚彦  
(JASDAQ・コード9263)  
問合せ先  
役職・氏名 取締役執行役員CFO 三井 規彰  
電 話 03-6453-6644 (代表)

## 譲渡制限付株式を用いた新しい報酬プランの骨子に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式報酬として譲渡制限付株式を用いた新しい報酬プランの骨子を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 新しい報酬プランの骨子策定の背景

当社は、2018年7月2日付の取締役会において、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」といいます。）を対象に、対象取締役が当社の持続的な企業価値増大への貢献意欲を従来以上に高め、対象取締役と株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決定し、また、昨日開催の第1回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）との譲渡制限付株式報酬を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

これを受けて、本日開催の取締役会において、株式報酬として譲渡制限付株式を用い、「継続的な企業価値増大へのインセンティブ」「株主との完全な利害共有」を企図する新しい報酬プランの骨子を策定致しました。

#### 2. 新しい報酬制度の骨子

##### ① 権利付与から権利確定までに待機期間を設ける事で、経営体制の継続性を動機付け

権利付与から権利確定まで3年間の期間を設定し、対象取締役の継続的な経営関与を推奨する仕組みと致します。

##### ② 相対 Total Shareholder Return(株主総利回り。株価上昇と配当還元との和。以下、「TSR」という)を権利確定の評価指標とする

権利確定までの3年間における、TOPIX 対比での相対的な TSR のパフォーマンスを株式報酬の権利確定に係る評価指標と致します。これにより、継続的な株価上昇と株主還元について株主と取締役の利害が完全に一致します。

##### ③ 一定の時価相当額の自社株保有を対象取締役に義務付け

対象取締役に対しては、固定報酬に取締役会が指定する数を掛けた金額相当額の自社株の保有

を義務付ける事と致します。これにより、一定額の自社株保有を通じて経営へのコミットメントをより一層高める効果が期待できます。

#### ④ 株式報酬の比率上昇

現金支給の賞与を撤廃し、自社株報酬に一元化する事で、報酬全体における自社株の比率を高く設定しました。これは、コーポレートガバナンスコードの原則 4-2 で要請される、自社株報酬の割合に関する当社としての回答であり、欧米のブルーチップ企業の動向とも平仄を合わせたものに致します。

### 3. 今後の予定

本件、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役、すなわち代表取締役社長の星崎尚彦及び取締役執行役員 CFO の三井規彰の 2 名を対象取締役として想定しておりますが、具体的な株数等制度の詳細、並びに発行時期については、決定次第適時お知らせ致します。

以上